

議案第93号

武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武藏野市長職務代理者
武藏野市副市長 伊藤英穂

武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例

武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武藏野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明								
(期末手当) <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6か月から3か月末満まで</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 (略)</p>	在職期間	支給割合	6か月から3か月末満まで	(略)	(期末手当) <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6か月から3か月末満まで</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 (略)</p>	在職期間	支給割合	6か月から3か月末満まで	(略)	字句の改正
在職期間	支給割合									
6か月から3か月末満まで	(略)									
在職期間	支給割合									
6か月から3か月末満まで	(略)									

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当に関する特例措置)
- 令和5年12月に支給する期末手当に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは「100分の237.5」とする。

(提案理由)

武藏野市議会議員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。